

○ 畜産農家の皆様へ ○

輸入粗飼料に由来する  
堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬成分(クロピラリド)が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性があります。**



- 輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。
  - 当該飼料にクロピラリドが残留している可能性があるかどうか、必ず**販売業者に確認**※し、その記録を残しましょう。  
※ 飼料輸入・販売業者に対し、販売の際には当該情報を必ず伝達するよう指導しています。
- 堆肥（排せつ物）を販売・譲渡する際には、情報を伝達しましょう。
  - クロピラリドが残留している可能性がある飼料を給与した家畜に由来する堆肥（排せつ物を含む）を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、**「この堆肥はクロピラリドが残留している可能性があるため、使用に当たっては留意する必要がある」**ことを必ず伝達しましょう。
- マメ科牧草に堆肥等を施用する場合には、留意が必要です。
  - **生育障害が出ないことについての確認**や、堆肥製造時の活性炭の混合等の**被害軽減対策を実施した上で施用**しましょう。

～ 参 考 ～

- ・クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、我が国が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています(日本での使用は認められていません)。
- ・クロピラリドは、家畜や人に対する毒性は低く、また摂取しても時間が経てばほぼ全量が排泄されるため、飼料に残留していても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドは、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

お問い合わせ先  
和歌山県農林水産部農業生産局畜産課 TEL 073-441-2924

平成28年12月 農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課・飼料課